

難病対策事業における制度改正について

1 趣旨

現在、国では、新たな難病対策について検討を重ねており、平成 26 年度以降に開始するため、新法の制定など準備作業を進める方針です。

一方、障害者自立支援法が平成 25 年 4 月 1 日に改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」になります。障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲に難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象とすることになっています。

障害者総合支援法における難病等の範囲についても、国で検討されていますが、平成 25 年度から当面の措置として、現行の「難病患者等居宅生活支援事業」の対象と同じ範囲として、130 疾病とされました。

2 制度改正の概要

(1) 平成 25 年度

難病患者等居宅生活支援事業が障害福祉サービスに移行します。

<p>難病対策事業<現行> 注 1</p> <p>(国の難病対策要綱に基づき実施)</p> <p>※130 疾病が対象 (医療給付等を除く。)</p> <p>※原則として他法優先</p> <p>【変更なし】(引き続き実施)</p> <ul style="list-style-type: none">○国庫補助事業・医療相談事業 (講演会・交流会)・特定疾患医療給付事業 (神奈川県事業) 等○市単独事業・難病患者一時入院事業・在宅重症患者外出支援事業・難病患者等外出支援サービス 等 <p>【変更あり】</p> <ul style="list-style-type: none">○難病患者等居宅生活支援事業・難病患者等ホームヘルパー派遣 (利用登録者 42 名)・難病患者等日常生活用具給付・難病患者等短期入所	<p>注 1 : 難病対策事業では、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができず、かつ介護保険の対象にならない 130 疾病の難病患者の方に対して、サービスを提供しています。</p> <p>注 2 : 130 疾病の難病患者の方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経た上で、障害福祉サービス等を利用できます。</p>
	<p>障害福祉サービス<平成 25 年 4 月～></p> <p style="text-align: right;">注 2</p> <p>(障害者総合支援法に基づき実施)</p> <ul style="list-style-type: none">・居宅介護【障害程度区分認定が必要】・障害者日常生活用具給付・障害者補装具費支給・障害者短期入所【障害程度区分認定が必要】

難病患者等居宅生活支援事業と障害福祉サービスとしての居宅介護等を比較した場合、サービス内容は基本的に変わりませんが、居宅介護と短期入所に障害程度区分の認定が必要になります。

そのため、難病患者等ホームヘルパー派遣の利用登録者 (42 名) に、各区への申請手続き及び障害程度区分の認定手続きが必要になる旨、1 月下旬に個別通知をしました。4 月以降も切れ間なく利用いただけるよう、障害程度区分認定調査及び調査結果に基づく審査会での区分認定等を進めています。

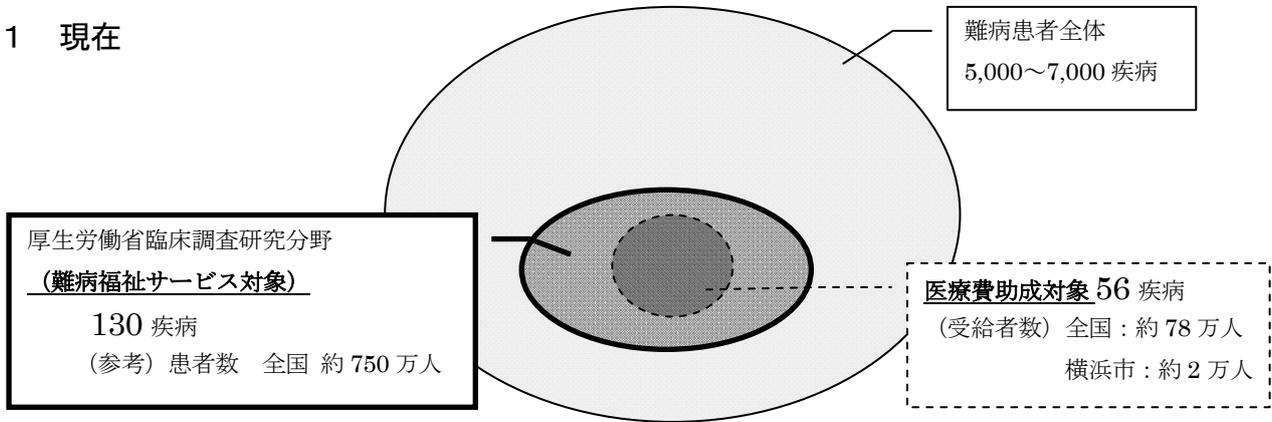
(2) 平成 26 年度以降

国は、新法を制定し、医療費助成の対象を拡大するなど、新たな難病対策を実施する方針です。対象となる具体的な疾病は、今後、国の第三者的な委員会で検討されます。

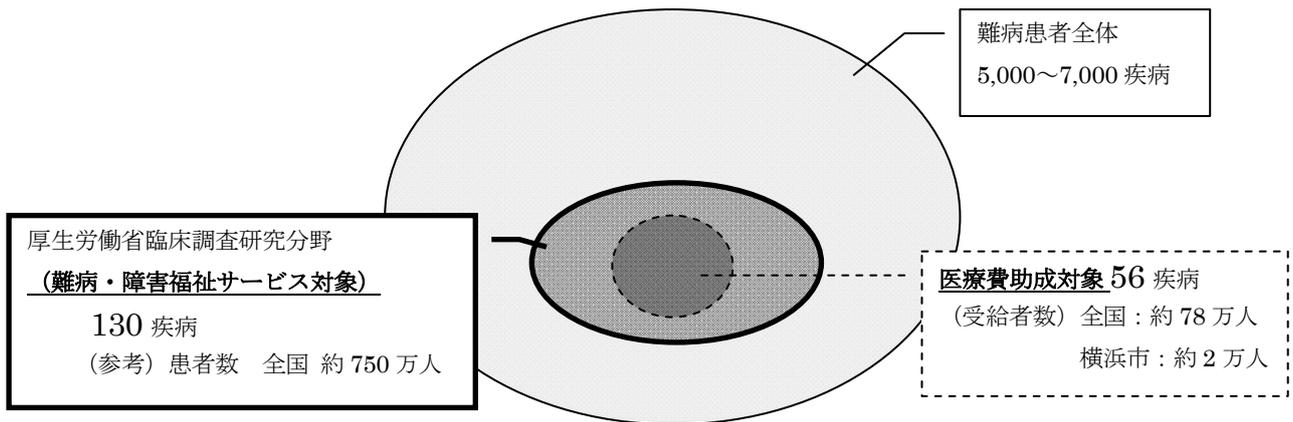
国の動向を注視しつつ、対応を検討します。

(参考) 難病患者の全体像と対象疾病のイメージ図

1 現在



2 平成 25 年 4 月



※障害者総合支援法の障害者の範囲に追加されました。

3 平成 26 年度以降

医療費助成対象を 300 超疾病に拡大することが検討されています。
併せて障害福祉サービス対象疾病も拡大することが検討されています。